

平成19年第3回竜王町議会定例会（第1号）

平成19年8月17日

午前11時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第42号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第43号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第44号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議第45号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）
- 日程第 7 議第46号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第47号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第48号 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第49号 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第50号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育
主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第51号 平成18年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議第52号 町道路線の認定について
- 日程第14 議第53号 町道路線の認定について
- 日程第15 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
10番	岡山富男	11番	西隆
12番	山田義明	13番	中島正己

3 会議に欠席した議員

なし

4 会議録署名議員

10番	岡山富男	11番	西隆
-----	------	-----	----

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
副町長	勝見久男	教育長	岩井實成
会計管理者	青木進	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監	宮本博昭
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	健康推進課長	竹山喜美枝
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
教育次長	松浦つや子	学務課長	木村公信

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午前11時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成19年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） みなさん、こんにちは。平成19年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

残暑大変厳しい折でございますが、皆さま方にはお変わりなく、ご健勝にて心よりお喜びを申し上げます。

日頃は、町政万般にわたりまして格段のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

長い年月、要望を続けてまいりました西武開発の件ではありますが、去る17年11月に西武鉄道としての事業展開は白紙に戻すとの返事がありました。その後、地元地権者の方々から強い要請を受けまして、議員各位の格別のお力添えをいただき、交渉を続けてまいりましたところ、インター周辺の土地16haを竜王町に寄付するとの近江観光株式会社よりお言葉をいただきました。

去る8月の10日には、滋賀県をはじめ県会議員、竜王町正副議長、地元三集落区長様の立ち会いのもとに、土地寄付贈呈式をとり行わせていただきました。このご厚志をしっかりと受けさせていただき、今後、ご寄贈いただきましたこの土地を皆さま方のお知恵をいただきながら、竜王町のまちづくりに大きく成果が出ますよう、有効活用をしてみたいと考えておりますので、皆さま方の特段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、月日のたつのも早いもので、平成15年10月にご就任をいただきましてから、はや4年の任期満了となりました。この間、議会活動にご専念をいただき、誠にありがとうございました。心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

月を明けますと、9月には竜王町議会議員皆さんの改選日程もあることから、議会定例会の招集期日に関する規定第14条に基づきまして、本定例会を8月に繰り上げをさせていただき招集させていただきました次第でございます。

本定例会は、専決処分1件、条例改正1件、補正予算6件、決算認定2件、町

道路線認定2件、以上合わせて12議案を提案させていただきますとともに、最終日には臨時案件ならびに工事契約締結について提案をさせていただく予定をしておりますので、慎重にご審議を賜りお認めを賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

大変、本日はご苦勞さんであります。

○議長（中島正己） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、10番 岡山富男議員、11番 西 隆議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から8月31日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から8月31日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 3 議第42号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例）

#### 日程第 4 議第43号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例

#### 日程第 5 議第44号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第2号）

#### 日程第 6 議第45号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

**補正予算（第1号）**

- 日程第 7 議第 46号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第1号）**
- 日程第 8 議第 47号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**
- 日程第 9 議第 48号 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）**
- 日程第10 議第 49号 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）**
- 日程第11 議第 50号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育  
主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第12 議第 51号 平成18年度竜王町水道事業会計決算認定について**
- 日程第13 議第 52号 町道路線の認定について**
- 日程第14 議第 53号 町道路線の認定について**

**○議長（中島正己）** 日程第3 議第42号から日程第14 議第53号までの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま一括上程いただきました議第42号から議第53号までの12議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

議第42号、竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

竜王町心身障害児福祉年金支給条例につきましては、ご高承のとおり、本町に居住する精神または身体に障害を有する児童を保護する者に対し、福祉年金を支給することにより、これらの児童の福祉を増進することを目的としております。

本条例のうち、心身障害児の定義の1つに、滋賀県知事が交付する療育手帳の障害程度表記があり、A<sup>o</sup>、AおよびB<sup>o</sup>に該当する知的障害児という定めがありますが、このたび滋賀県療育手帳制度実施要綱の事務等の変更に伴い、療育手帳の障害程度表記が、現行のA、Bの2区分から、A1、A2、B1、B2の4区分に表記が変更され、変更後の実施要綱は平成19年4月1日から適用されますことから、専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げ、お認めをいただきたいものでございます。

次に、議第43号、竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

竜王町企業誘致特別措置に関する条例につきましては、ご高承のとおり、町の財政運営の安定を図るため、歳入の確保に向けて町内における産業活動の振興を図り、町の発展に資することを目的として平成16年10月にお認めをいただき、制定したところでございます。

さて、地方分権が進む中、権限委譲と相まって地方自治体に与えられた役割は増大し、また<sup>ふくそう</sup>輻輳してまいりました。今後も、その傾向はより大きくなるものと思われま

一方では、平成16年度に始まりました三位一体改革は一応終結をいたしました

また、この税源移譲の結果として、地域間・自治体間の格差が急速に拡大している状況にあり、自治体によって住民の皆さまが享受できるサービスにも大変大きな格差が生じてきております。

こうしたことから、町は安定した財政運営を進め、住民サービスの低下を招かないためにも、安定した歳入の確保が急務となっています。

このような状況から、安定した税源を確保するため優良な企業が事業を拡大され、町税の増収が図れるよう、指定事業者に対する奨励金の額の上限を「5,000万円」から「6,500万円」に改めるものでございます。

次に、議第44号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの予算額が4億7,644万9,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1億9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,144万9,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、自ら考え自ら行うまちづくり事業助成金の増額、鏡ふれあいプラザ駐車場舗装工事、農村総合整備事業（広域圏域型）の事業費の増額、農地・水・環境保全向上対策事業についての予算の組み替え、企業誘致特別措置による奨励金の増額、町道西通り線道路拡幅に伴います測量設計業務委託料、安心・安全なまちづくりを進めるための耐震改修促進計画策定業務と地震ハザードマップ作成業務に係ります委託料の増額、竜王中学校第二体育館解体工事、薬師地先の試掘調査に係る埋蔵文化財緊急発掘調査事業の増額をお願いするものでございます。

また、地方債補正につきましては、町道西通り線道路拡幅事業について、起債限度額の増額をお願いするものでございます。

次に、議第45号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が8億1,200万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ3,452万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,652万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成19年度の老人保健医療費概算拠出金の額が決定されたことによります拠出金の増額でございます。

歳入では、療養給付費等国庫負担金が938万9,000円、国庫財政調整交付金が193万3,000円、県財政調整交付金が115万9,000円、その他繰越金が2,203万9,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出では、老人保健医療費拠出金が3,452万円の増額をお願いするものでございます。

次に、議第46号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）医科につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が8,800万円でございます。今回、歳出予算について組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容は、職員の異動に伴います人件費と臨時職員賃金の調整に係る一般管理費の減額と医薬材料費の増額でございます。

歯科につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が5,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,143万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、職員の異動に伴います人件費の調整等に係る一般管理費の増額でございます。

歳入では、繰越金の増額でございます。

次に、議第47号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が8億700万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ471万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,171万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、平成19年度の執行調整等によるもので、消費税還付金の減額と消費税納税額の決定によります増額でございます。

歳出では、農業集落排水および公共下水道使用料が年々増加しているのに対して、工事費に係る課税仕入分の決算額が減少したこと等により、消費税および地方消費税の納税が必要となりましたことから、公課費が471万3,000円の増額でございます。

歳入では、繰越金で541万3,000円が増額と、消費税還付金が70万円の減額でございます。

次に、議第48号、平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております歳入歳出予算額は5億2,900万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,010万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,910万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、歳出につきましては、保険給付費の高額介護サービス費負担金が対象者の増等により463万8,000円の増額、地域支援事業における介護予防特定高齢者施策事業の事業内容の見直しにより、役務費について理学療法士および看護師等の手数料が11万円の減額、委託料につきましては、要支援や要介護になる可能性の高い虚弱な高齢者を対象に運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防教室の拡充を図るため、特定高齢者介護予防教室委託料108万円の増額、高齢者実態把握等委託料が11万円の減額、特定高齢者生活機能評価業務委託料が5万円の増額をお願いするものでございます。

また、諸支出金といたしまして平成18年度介護保険給付費および地域支援事業費の確定により、平成18年度に受け入れをいたしておりました国庫支出金、支払基金交付金、県支出金に一部返還が生じたので、償還金1,456万1,000円をお願いするものでございます。

歳入につきましては、高額介護サービス費に係るルール分の負担として介護給付費国庫負担金が92万7,000円、介護保険調整交付金が25万9,000円、介護給付費支払基金交付金が143万7,000円、介護給付費県負担金が57万9,000円、介護給付費繰入金が58万円のそれぞれ増額、地域支援事業に係るルール分の負担として国庫支出金の地域支援事業交付金が22万7,000円、支払基金交付金の地域支援事業支援交付金が28万2,000円、県支出金の地域支援事業交付金が11万3,000円、地域支援事業繰入金が11万4,0



00円のそれぞれ増額でございます。

また、平成18年度の介護給付費および地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金等の過年度分追加交付が国庫支出金で包括的支援事業・任意事業に係る地域支援事業交付金83万9,000円、支払基金交付金で介護給付費交付金が203万6,000円、県支出金で包括的支援事業・任意事業に係る地域支援事業交付金が41万9,000円、包括的支援事業・任意事業に係る地域支援事業繰入金42万円のそれぞれ増額でございます。さらに、繰越金が1,187万7,000円の増額でございます。

次に、議第49号、平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度竜王町水道事業会計予算の第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額はそれぞれ3億600万円でございます。今回、既決予定額にそれぞれ37万7,000円を増額し、収益的収入および支出をそれぞれ3億637万7,000円に、また第4条で定めました資本的収入の既決予定額1億5,500万円に2,720万円を増額し、資本的収入を1億8,220万円に、資本的支出の既決予定額2億1,950万2,000円に2,826万6,000円を増額し、資本的支出を2億4,776万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入の雑収入で、その他雑収入37万7,000円を増額、収益的支出の総係費で職員研修費に伴います旅費6万円の増額、研修費23万4,000円を増額、公用車更新に伴います手数料4万2,000円を増額、保険料2万9,000円を増額、公租公課費1万2,000の増額、資本的収入で薬師配水池測量設計に伴います企業債2,720万円の増額、資本的支出の改良事業費で薬師配水池測量設計に伴います委託料2,720万円の増額、固定資産購入費で公用車更新に伴います車両及び運搬具98万2,000円を増額、備品購入に伴います工具器具及び備品8万4,000円を増額であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくものであります。

また、第4条の企業債の増額に伴い、第5条で定めております限度額を1億5,990万円にさせていただくようお願いをするものでございます。

次に、議第50号、平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会

教育主事共同設置特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る6月21日に町監査委員さんによる決算審査を終えていただきましたので、同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

本会計は、平成14年度より平成18年度まで蒲生神崎ブロック派遣社会教育主事の所在地事務局を輪番制で竜王町が担当しており、併せて共同設置特別会計も預かっているものでございます。

平成18年度は、平成17年度までの構成郡内の町での廃置分合によります構成町の変更に伴い、結果として、日野町、竜王町および安土町の3町で構成し、派遣社会教育主事の体制も3名となったところでございます。

さて、平成18年度の決算額は、歳入総額が199万5,174円、歳出総額が同額の199万5,174円で、歳入歳出差引額は0円となっております。

歳入の主なものは、構成3町で負担します分担金及び負担金160万4,092円でございます。

歳出の主なものとしましては、派遣社会教育主事の報償費と出張旅費の173万6,750円でございます。

なお、滋賀県における派遣社会教育主事設置制度が平成18年度をもって最終の年度となりましたことから、本特別会計も廃止することになり、精算の手続きをさせていただいたところでございます。

次に、議第51号、平成18年度竜王町水道事業会計決算認定につきましては、去る6月21日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

事業の概況、経営状況等につきましては、平成18年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありますが、収益的収支におきまして、収益が2億9,570万6,337円で、費用が2億8,070万4,397円となり、1,500万1,940円の純利益となったものでございます。

次に、議第52号および議第53号の町道路線の認定につきましては、住宅施策推進の取り組みの中で、既存の住宅団地内において住宅建築を促すための基盤整備として、2路線について町道認定をお認めいただくものでございます。

ご高承のとおり、竜王町における住宅施策の中で「若者定住」がまちづくりの大きな1つの柱であります。また、ほぼ全域が市街化調整区域として定めていま

すことから、住宅建築にあたっては、開発申請等各種手続を進める上においても、その設計等多額の経費と時間を要すると聞き及んでおります。

このような町内のさまざまな土地条件の中で、山中地先さくら団地につきましては、県の認定団地として、比較的容易な手続により住宅建築のできる住宅団地として、平成9年度から自己用一戸建て住宅用地220区画余りが再整備され、現在79区画において住民登録がされております。また、子どもたちも100名ぐらいに達し、竜王町内では一番若い世代が集まった若者の多い団地となっております。

このような現状から、提案させていただいております団地内道路および取付道路を町道とすることにより、道路の位置づけを明確にし、団地としての完成度を高めることにより、若者定住を一層推進してまいりたいと考えております。

併せて、さくら団地周辺へのアプローチの道路が狭いことから、今日まで議員皆さま方からも道路拡幅について種々ご質問をいただいているところであります。この解消策として、湖南市との広域道路網として、仮称ではありますが、竜王甲西線の整備を促進し、この路線に接続する道路を整備する必要があることから、今回、2路線について町道認定をお願いするものであります。

以上、議第42号から議第53号までの12議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第44号および議第51号の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議賜りましてご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** ただいま、町長から提案理由の説明があったわけですが、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明をさせていただきます。

平成19年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております補正予算（第1号）までの予算額が47億7,764万9,000円で、今回、補正予算（第2号）として歳入歳出それぞれ1億9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,144万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、町たばこ税が6,000万円の増額、農村総合整備事業地元分担金が284万5,000の増額、耐震改修促進計画策定事業国庫補助金が230万円、地震ハザードマップ作成事

業国庫補助金が225万5,000円のそれぞれの増額でございます。

また、放課後児童健全育成事業費県補助金が111万4,000の増額、事業の組み替えにより農業生産総合対策事業県補助金が600万6,000円の減額、事業費の増大に伴います農村総合整備事業県補助金が3,020万円の増額、土地売り払い収入が490万8,000円の増額、前年度繰越金が8,330万9,000円の増額、埋蔵文化財発掘調査費雑入が670万8,000円の増額、町道西通り線道路拡幅測量設計業務に係る道路橋梁債が460万円の増額などがございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、庁舎会議室等エアコン設置工事が100万円、開発に係る町名義の土地改良財産の売り払いに伴います地元への補償費が347万6,000円、各自治会の広場に設置されています遊具の安全確保を進めるため、自治会で実施いただきます遊具の安全点検、修理、撤去にかかる経費の支援のため、自ら考え自ら行うまちづくり事業助成金が220万円、前年度の障害者福祉事業推進に係る補助金精算に伴います過年度障害者自立支援給付費等返還金が115万円、鏡ふれあいプラザ駐車場舗装工事が331万円、養護老人ホームの入所に伴います老人福祉施設入所措置費が270万5,000円、介護保険特別会計繰出金が111万4,000円、放課後児童クラブの利用者数の増等によります放課後児童健全育成事業委託料が164万6,000のそれぞれの増額、農業生産総合対策事業につきましては、補助金の取りまとめの主体が町から町地域水田農業推進協議会へと変更いたしましたことから、町地域水田農業推進協議会事業への振り替えに伴います720万8,000円の補助金の減額と町地域水田農業推進協議会補助金が113万4,000円の増額、農村総合整備事業（広域圏域型）が4,133万円の増額、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、補助事業の取りまとめの主体が町から滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会へと変更いたしましたことから、支援金と負担金をそれぞれ振り替え、併せて地域で取り組まれる事業量が増加したことにより、農地・水・環境保全向上対策支援金が1,326万5,000円の減額と農地・水・環境保全向上対策負担金が1,393万8,000円の増額、企業誘致特別措置による奨励金が1,500万円、町道西通り線道路拡幅測量設計業務委託料が520万円、安全・安心なまちづくりを進めるため、耐震改修促進計画策定業務委託料が460万円、地震ハザードマップ作成業務委託料が450万円、竜王中学校第二体育館解体工事が3,150万円のそれぞれ増額、竜王中学校校内LAN配

線工事が237万2,000円の減額、埋蔵文化財緊急発掘調査事業が876万4,000円、財政調整基金積立金が4,500万円、人事異動その他の増減要因により人件費が1,865万8,000円のそれぞれ増額などがございます。

次に、地方債につきましては、町道西通り線道路拡幅測量設計業務に伴います道路橋梁債460万円の増額について限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成19年度の竜王町一般会計補正予算(第2号)の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長(中島正己)** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長(田中秀樹)** ただいま、町長から提案理由を申し上げました議第51号、平成18年度竜王町水道事業会計の決算内容について説明を申しあげます。最初に、平成18年度の事業の概要につきまして申し上げます。

水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は1万2,695人で、前年度より23人の増加となっています。また、年間総配水量は167万7,784<sup>m</sup>³であり、前年度より1,199<sup>m</sup>³の減少となりました。そのうち、県水受水量は163万8,100<sup>m</sup>³でありまして、総配水量の97.6%を占めております。

年間有収水量につきましては、147万9,231<sup>m</sup>³であり、前年度より2万7,714<sup>m</sup>³の減少でありました。減少の原因といたしましては、家庭用使用量や営業用使用量が減少したものではないかと思われれます。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は2億9,570万6,337円で、前年度と比較しますと174万3,435円の増加となりました。しかし、この収入の中には町からの補助金1,700万円が含まれています。

一方、費用の総額は2億8,070万4,397円で、前年度と比較しますと380万9,898円の減少となりました。費用の減少につきましては、水源地の井戸現況調査委託料や修繕費などの減少によるものでございます。

以上のことから、収益、費用、差引決算額といたしましては、1,500万1,940円の純利益となったものでございます。今後も引き続き、水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容をご説明いたします。

まず、1ページの平成18年度竜王町水道事業決算報告書をご覧ください。第

3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益と営業外収益を合わせまして決算額が3億1,041万4,039円で、そのうち仮受消費税は1,381万9,254円でございます。

支出におきましては、水道事業費といたしましては、営業費用と営業外費用を合わせまして決算額が2億9,092万3,467円で、そのうち仮払消費税は1,021万9,070円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債と他会計負担金を合わせまして決算額が9,689万5,300円で、そのうち仮受消費税は0円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしまして建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が1億4,645万8,383円で、そのうち仮払消費税は515万6,400円でございます。

したがって、差し引き、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,956万3,083円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金204万8,330円、当年度損益勘定留保資金3,306万7,653円および当年度消費税資本的収支調整額444万7,100円で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。

営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,132万8,032円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費およびその他営業費用を合わせまして2億7,122万1,237円、したがって営業利益は10万6,795円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息および配当金、補助金、加入金および雑収益を合わせまして2,437万8,305円、営業外費用といたしましては、支払利息および企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして948万3,160円で、営業収支は1,489万5,145円の黒字、したがって経常利益は1,500万1,940円となりました。

特別利益、損失はございませんので、当年度純利益は同じく1,500万1,940円で、前年度繰越利益剰余金は4,533万7,774円でございますので、当年度未処分利益剰余金は6,033万9,714円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

これは、地方公営企業法第32条第1項で利益が出た場合は、利益の20分の

1以上を減債積立金に積み立てなければならない。また、任意積立金にも積み立てることができることになっていることから積み立てるものです。

当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページから4ページでご説明申し上げますとおおり、6,033万9,714円で、利益剰余金処分額といたしまして、減債積立金に1,000万円を積み立て、建設改良積立金に1,500万円を積み立てたくご提案申し上げるものでございます。積み立てますと、翌年度繰越利益剰余金は3,533万9,714円になります。

次に、貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部です。

固定資産といたしましては、有形固定資産は、土地、建物、構築物などを合わせまして18億5,203万8,044円、無形固定資産は、施設利用権のみで1,186万4,149円、投資はございませんので、固定資産合計として18億6,390万2,193円となるものでございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金、未収金および貯蔵品を合わせまして1億7,052万2,162円でございます。したがって、資産合計は20億3,442万4,355円となるものでございます。

次に、負債の部です。

固定負債といたしましては、修繕引当金のみでございます。240万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして6,063万4,111円でございます。したがって、負債合計は6,303万4,111円となるものでございます。

次に、資本の部です。

資本金といたしましては、自己資本金は、繰入資本金と組入資本金を合わせまして4億4万6,611円、借入資本金は、企業債のみで2億9,924万1,911円。したがって、資本金合計は6億9,928万6,802円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は、受贈財産評価額、工事負担金および工事補助金を合わせまして11億5,251万4,039円、利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金および当年度未処分利益剰余金を合わせまして1億1,959万3,103円でございます。したがって、剰余金合計は12億7,210万7,142円となりまして、資本合計は19億7,139万3,944円、負債資本合計は20億3,442万4,355円となるものでございます。

なお、11ページから付属書類といたしまして、これらの細部資料を添付して

おりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上、平成18年度水道事業会計決算につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（中島正己）** それでは、続きまして決算審査報告をお願ひいたします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。今回の場合、2件ございます。ご承知のように、まず1件は、平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計、もう1件は、平成18年度竜王町水道事業会計、以上の2件でございます。

順を追って説明申し上げますが、まず最初に日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計の決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

まず、審査の対象でございますが、平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算および決算関係書類でございます。

審査の期日は平成19年6月21日でございます。

3番目に、審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する聴取につきまして、関係職員の説明を聴取しながら、計数の正確性および収入支出の事務が法令に基づいて適正に処理をされているかを確認するとともに、関係諸帳簿および証拠書類と照合精査を行い、また予算の執行状況の適否等についても慎重に審査を実施いたしました。

次に、決算状況についてでございますが、平成18年度の本特別会計の歳入決算額は199万5,174円となりました。これは、前年度と比較いたしまして95万1,670円の減少となっております。

一方、歳出決算額は199万5,174円となりました。同じく、前年度比較で56万588円の減少となっております。この結果、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

本特別会計は当年度をもちまして廃止されましたことから、各町負担金の残額につきましては、平成18年度末に各町へ返還したことによりまして、歳入歳出差引額がゼロ円となったものでございます。



次に、審査の結果についてでございますが、以上が平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計の決算状況でございます。

審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認ならびに予算の執行状況について審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

なお、本特別会計につきましては、県下において設置されておりました派遣社会教育主事制度に基づいて設けられておりました。平成18年度がその最終年度になりましたことから、本特別会計につきましても当年度末をもって廃止されることになったものであります。

したがって、本特別会計には出納閉鎖期間がないことから、残余資産の清算を平成18年度中に行う必要がありましたが、これにつきましても正しく処理をされていることを認めました。

以上が社会教育主事共同設置特別会計の決算内容についての報告でございます。

続きまして、平成18年度竜王町水道事業会計決算の結果について報告申し上げます。

まず初めに、審査の対象でございますが、平成18年度竜王町水道事業会計決算関係書類および業務状況ならびに証憑類、関係諸帳簿、出納取扱金でございます。

審査の期日でございますが、平成19年6月21日に実施をいたしました。

次に、審査の内容および結果についてでございますが、決算書類の審査にあたりましては、運営面におきまして予算に沿った執行となっているか、また地方公営企業法の規定に則り、企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか、経済性を基本とした運営がなされてきたか、等について主眼をあてて審査を行いました。

計数については、各々正確であるかを詳細に精査をいたしました。

また、関係諸帳簿、証憑類は定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、さらに取扱金の出納状況や滞納整理状況についても関係者の説明を聴取しながら慎重に実施をいたしました。

次に、経営の状況についてでございますが、平成18年度の経営状況は、まず経営の基本となります給水戸数は88戸増加して、3,567戸となりました。また、給水人口につきましては23人増加し、1万2,695人となっております。

す。給水戸数の増加の主な要因は、特定企業の社員寮建設によるものであります。

一方、配水量につきましては、年間で167万7,784<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となりました。前年度と比較いたしまして、水量で1,199<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、率にいたしまして0.1%、それぞれ減少をいたしております。

有収水量につきましては、年間で147万9,231<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となりました。同じく、前年度比較で2万7,714<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、率にいたしまして1.8%、それぞれ減少した結果となっております。

このように、給水戸数の増加がありましたものの、事業収入の根幹であります有収水量が減少したこともありまして、売上高とも言うべき給水収益が減少した結果となっております。

有収水量が減少したことにつきましては、大口需要先である一部の特定企業の需要が減少したこと、2番目に、地区別使用水量の比較におきましても減少している地区が多く、使用水量の節減が推測をされること等が主な要因として見込まれ、これが全体の使用量が減少した要因であると考えられます。この結果、給水収益を含む営業収益が2億7,132万8,032円となりました。前年度と比較いたしまして398万1,091円減少した結果となりました。

また、営業外収益につきましては、特定企業の工事負担金の増加があったことおよび町からの補助金収入が増加したこともありまして、営業外収益全体では2,437万8,305円となりました。前年度比較で572万4,526円増加をいたしております。この結果、水道事業収益全体で2億9,570万6,337円となりました。前年度に比較いたしまして、174万3,435円増加した結果となりました。

一方、支出面では、営業費用面におきまして、担当課の人事異動に伴います人件費増加が主な要因となって総係費が増加をいたしましたが、自己水源地の休止に伴いまして、結果的に修繕費、動力費、手数料、委託料等が減少したほか、県水未達料金が減少したこともありまして、営業費用全体で減少をいたしております。また、営業外費用につきましては、企業債利息が減少したことによりまして大幅に減少をいたしております。

以上によりまして、水道事業費全体では2億8,070万4,397円となりました。前年度に比較いたしまして、380万9,898円減少し、この結果、経常利益におきまして1,500万1,940円の黒字となりましたが、これは前年度に比較いたしまして555万3,333円の増加となっております。

2番目に、予算の執行状況について申し上げます。収益的収支のうち支出面におきまして多くの不用額が発生しておりますが、諸経費の節減努力によるものと併せまして、一部の項目において見込み額より少なかったことが主な理由でありまして、事業の性格から見てやむを得ないものと判断をいたしますが、今後は不要見込み額の一層の減額補正に努めますとともに、予算の作成段階から資本的収支・収益的収支とも、項目ごとに十分検討を行った上で予算計上されることが必要であると考えます。

3番目に、企業債についてでございますが、平成18年度の企業債の発行・償還ならびに残高は表のとおりでございます。当年度の発行額は8,200万円ですが、内訳につきましては、県水配水池流入弁取り替え工事分で470万円、配水管布設替えおよびその関連工事分で7,730万円であります。なお、当年度の償還は、計画どおり順調に償還されているものと認めます。

4番目に、一般会計からの補助金についてでございますが、平成18年度中の一般会計からの補助金につきましては1,700万円であり、前年度と比較いたしまして350万円の増額になっております。

次に、5番目に有収水量の推移についてでございますが、平成18年度の有収水量は147万9,231 $\text{m}^3$ となっておりまして、前年度と比較いたしまして2万7,714 $\text{m}^3$ の減少、率にいたしまして1.8%の減少となっております。

また、有収率は88.17%となりまして、前年度と比較いたしまして1.58%低下した結果となりました。有収率につきましては、過去2年間上昇をいたしておりましたが、一転して当年度は低下をしております。有収水量・有収率とも、企業としての収益性を高めるために重要な項目であり、特に当年度の場合、いずれも減少、低下をしており、その原因につきましては、担当課においてそれなりに把握されてはいますが、これを踏まえた上で今後の対策を検討し実施されることが必要であると判断をいたします。

6番目に、未収金についてでございますが、平成19年1月末現在の使用料未収金につきましては、2,269万8,319円となっておりまして、前年同期と比較いたしまして36万5,505円増加をいたしております。この未収金残高につきましては、年々増加傾向にあり、増加額自体も近年は極端に増加していることから、未収金問題が水道事業会計における重要な問題になってきておりますが、平成18年度分につきましては、前述のとおり、微増の金額にとどまった結果となっております。

これは、担当課を中心に回収に向けて努力された結果であると言えますが、一面では、微増とはいえ、前年度比較で増加していることおよび未収金残高自体が高額であることを念頭に置いて今後の対策に取り組むことが必要であると考えます。

したがって、未収金の減少のためには、個々の滞納策につきまして、個別の事情に応じたきめ細かい交渉を継続的に実施していくことと併せまして、具体的な減少目標金額を設定した上で具体的な施策を実施していくことが必要であり、これを継続することにより、未収金の減少に結びつけられることが必要と考えます。

7番目に、不納欠損処理についてでございますが、平成18年度の不納欠損処分は、件数で8件、金額で56万7,740円の処理がなされております。処理の内容につきましては、いずれも規定に則って処理されており、適切であると認めます。

最後に、総評を申し上げます。

平成18年度水道事業会計決算状況の審査を実施を行いました。審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費につきましては、節減のため日々努力をいただいていることは感じることができました。

当年度の決算状況は、減収増益の結果となりましたが、主な要因につきましては、前述しましたとおり、給水収益の減少があったものの、経費面で減少したことおよび町からの補助金収入が増加したこと等により、経常利益におきまして、前年度比較で大幅に増加する結果となっております。

以下に、今回の決算審査を通じて感じた点について意見として申し述べます。

まず第1点目は、県水受水量の増加と自己水量の減少についてでございます。平成18年度の配水量について、その内容・内訳を見ますと、県水の受水量が大幅に増加しており、その一方で町内に水源を持つ自己水量が大幅に減少した結果となっております。このことは、町内にある自己水用水源地7カ所のうち稼働していたのは1カ所のみで、他の6カ所は休止していたことにより、結果として県水の受水量が増加したものと判断をされます。

これが結果的に修繕費、動力費、手数料、委託料等の自己水源地を稼働させるための諸経費が減少したことと併せ、県水の受水量増加に伴います未達料金の減少にも結びついた結果となっていることが伺えます。このことが当年度の収益面

での改善に大きく寄与し、減収でありながら増益の決算となった大きな要因の1つであると言えます。

これは、水道事業会計を公営企業としての経済性を念頭に置いて考えた場合、収益性を高めるための今後の施策のあり方が参考になる18年度の決算内容であると考えます。

したがって、水道事業の商品である「水」の調達、仕入れにつきましては、自己水の今後の必要性と維持するためのコスト面も十分に考慮した上で、収益性を向上させるための調達方法を検討されることが必要であると判断をいたします。

2番目に有収率の低下についてでございますが、平成18年度の有収率につきましては88.17%となりまして、前年度と比較いたしまして1.58%減少した結果となっております。有収率につきましては、下水道工事に伴います水道管の布設替工事が進んだこともありまして、近年順調に上昇しておりましたが、当年度につきましては、上記のとおり減少をいたしております。この減少率に当年度の配水量を乗じて不明となった水量を計算してみますと、2万6,508<sup>m</sup>となり、大きな水量が消えております。これに当年度の供給単価を乗じて販売価格に換算いたしますと、482万1,275円となります。

このように、有収率は金額的にも収益的にも大きく影響するものであり、これの向上を図ることが重要なポイントであると言えますが、当年度に減少した理由について担当課が把握されている内容は、1番目といたしまして、配水管の新規布設および布設替の工事現場におきまして配水管の内部洗浄のため水を大量に使用したこと、2番目に、配水池改修工事に伴いまして、池の内部洗浄のために水を大量に使用したこと、3番目に、町内特定箇所において漏水していることが判明し、これによる不明水が相当量になると判断をしていること、以上が有収率が低下した主な要因であるとのことであります。いずれの理由につきましてもやむを得ないものと考えますが、今後も継続して不明水の減少に取り組むことにより、最終的には水道事業会計の収益向上に結びつけていくことが必要であると判断をいたします。

なお、上記申し上げました理由のうち、1および2につきましては、水道工事に伴います各工事現場における必要な工事原価、いわゆるコストと見ることができますことから、把握した内容を有収率の減少要因の1つとしてのみ活用するのではなく、水道事業会計の販売原価に算入することにより、より精度の高い損益

計算書を作成することになり、また有収率につきましても、より実態に近い率が表示されることになるものと考えます。したがって、次年度以降、このことを参考にいただき会計処理をされることを期待いたしまして、問題提起とさせていただきます。

以上、今回の決算審査を通じて感じた点について申し上げました。地方分権制度が推進される中で、地方自治体は政策的にも財政的にも自立が求められる時代になってきており、一層の歳出の削減とともに、自主財源の確保にも努めなければならない状況になってきていると言えます。

このような状況の中で、水道事業会計におきましても、公営企業としての本質を踏まえた上で、より一層の効率化を追求しながら、収益的にはある程度の収益を確保できる健全な経営を目指すことによって、最終的には住民の福祉向上に寄与できるよう努力されることを期待いたしまして、総評といたします。

以上でございます。

○議長（中島正己） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 15 議員派遣について

○議長（中島正己） 日程第 15 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 119 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 0 時 22 分